

月刊

日本行政

10

Top Message

no.647 2026
october

令和8年度行政書士制度 広報月間について

Leadership

- ・改正行政書士法の時代にふさわしい「攻め」と「守り」

Special Report

- ・障害福祉報酬改定について

Topics

- ・行政書士制度広報月間の取組



◎「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年
4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。



日本行政書士会連合会



日本行政書士会連合会会長
宮本 重則

令和8年度行政書士制度 広報月間について

平素より会員の皆様には、日本行政書士会連合会の会務運営に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、去る8月19日から20日まで、令和8年熊本地震の被災地を訪問いたしました。8月25日からの罹災証明の代理申請開始を前に、熊本市及び八代市で開催された会員向けの被災者支援に必要な知識や情報の共有を図るための研修会において挨拶するとともに、熊本県庁、宇城市役所などを訪問し、被災地の現状や復旧・復興に向けた取組についてお話を伺いました。また、現地で支援活動に携わる会員からお話を伺い、自らも被災された会員の方々

が、支援を受ける立場でありながらも、地域のために支援する側に立って活動されている姿に、改めて深く感銘を受けました。本会としても、被災地に寄り添いながら、復旧・復興に向けた息の長い支援を続けてまいりたいと考えています（今回の訪問の詳細につきましては、本誌次号にて改めて御報告いたします。）。

本稿を執筆している現在も、令和8年熊本地震の被災地では、多くの方々が猛暑の中、不安な日々を過ごしておられます。また、この夏、各地で発生した集中豪雨により被害を受けられた皆様に対しましても、心よりお見舞い申し上げますとともに、被

災された皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻されることを心から願っています。災害時を含め、人々が困難に直面した際に寄り添い、その暮らしや事業を支える行政書士の社会的役割の重要性を改めて強く感じています。

さて、毎年10月は行政書士制度広報月間です。全国47の単位会を始め、関係の皆様におかれましては、本年度も広報月間の準備や各種事業の実施に御尽力いただいていますことに、感謝申し上げます。

行政書士制度広報月間は、国民や事業者の皆様が行政書士制度を広く知っていただくための重要な機会です。本会と各単位会が連携して、全国一斉に広報活動を展開することにより、制度への理解を深め、その利用促進につなげるという大きな意義があります。

とりわけ本年は、行政書士制度発足75周年という節目の年であり、例年以上に意義深い広報月間になるものと考えています。本年1月には改正行政書士法が施行され、行政書士の使命として「国民の権利利益の実現」が明確化されるとともに、士業法として初めて「デジタル社会への対応」が職責として位置付けられました。さらに、本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」（骨太の方針2026）に、「改正行政書士法を踏まえ、適切な対応を図る。」と明記されましたが、これは行政書士制度発足以来初めてのことでした。行政書士制度が国の重要な政策に位置付けられたことは、行政書士が国民生活や事業活動を支える社会のインフラとして期待されていることの表れであり、画期的な意義を有するものです。

少子高齢化の進展、事業承継への対応、外国人との秩序ある共生社会の実現、自然災害への備えなど、国民や事業者の皆様を取り巻く環境は大きく変化しています。行政手続のデジタル化が進み、利便性が高まる一方で、制度の活用方法や手続の進め方に不安を抱える方も少なくありません。また、自然災害が発生した際には、生活や事業の再建に向けて様々な行政手続や支援制度の活用が必要となります。このような社会情勢にあっても、行政書士の果たす役割は一層大きくなっていくのではないのでしょうか。

そして、その期待に応えていくために私が一貫して提唱してきたのが、「かかりつけ行政書士」という考え方です。行政書士には、単に行政手続を行う専門職にとどまらず、困りごとが生じた際に気軽に相談できる身近な存在であってほしいと考えてい

ます。その考え方を社会に広く浸透させ、「困ったらず行政書士へ」と自然に思っただけの環境を築いていくことが、本年度の広報月間の中心となる重要なテーマだと考えています。

広報月間においては、このことを踏まえた上で、行政書士制度PRポスターの掲示を始め、無料相談会、電話相談、市民向けセミナーなどの取組を全国で展開してまいります。また、相談事業を通じて、制度の普及・浸透にとどまらず、地域社会における課題解決にも積極的に取り組んでまいります。こうした活動は、行政書士制度への理解を深めていただくとともに、住民や事業者の皆様との信頼関係を築いていくための大切な機会でもあります。

加えて、行政書士制度の適正な運用を支えるための監察活動も重要です。行政書士法の遵守を徹底するとともに、行政書士又は行政書士法人でない者による違法な業務への対応を強化し、国民や事業者の皆様への権利利益の侵害を防止し、安心して行政書士を利用できる環境の整備に努め、行政書士制度への信頼の向上を図ってまいります。

行政書士法に掲げられた使命を果たすためには、まず行政書士の存在と役割を知っていただくことが必要です。そして、知っていただくだけでなく、信頼し、必要なときに相談していただける関係を築いていかなければなりません。

私は、広報月間の取組を通じて、「困ったらず行政書士へ」と思っただけの社会の実現を目指したいと考えています。そして、「かかりつけ行政書士」の考え方が広く社会に浸透し、住民や事業者の皆様から信頼される存在となることによって、改正行政書士法や骨太の方針2026によって示された社会的期待に応えるとともに、国民の権利利益の実現に一層貢献してまいりたいと考えています。

広報月間の取組を実りあるものとするためには、各単位会及び会員の皆様のお力添えが不可欠です。本年度におきましても、各単位会及び会員の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。行政書士制度発足75周年という節目の年に当たり、行政書士制度の更なる発展と、「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という理念の実現に向け、全国約5万6千人の会員の総力を結集して、共に歩みを進めてまいりましょう。

10

日本行政

MONTHLY No.647 OCTOBER. 2026

Contents

Top Message

令和8年度行政書士制度広報月間について..... 1

Leadership

改正行政書士法の時代にふさわしい「攻め」と「守り」..... 4

Special Report

障害福祉報酬改定について..... 5

Topics

行政書士制度広報月間の取組

広報月間の推進に向けて..... 8

令和8年度行政書士制度広報月間の実施について..... 9

広報月間によせて..... 10

監察活動実施の御案内..... 11

Information

令和8年熊本地震に係る支援金及び義援金の募集期間の延長について..... 12

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式) の御案内..... 13

一般倫理研修受講について..... 14

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について..... 15

■ Pick UP!単位会..... 16

■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～..... 19

■ ADR推進本部から..... 21

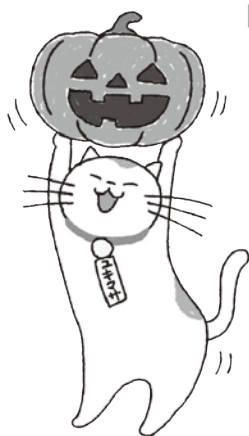
■ 中央研修所通信10月号..... 23

■ 日行連の主な動き(8月)..... 25

■ 令和8年度行政書士制度PRポスターの撮影現場から..... 28

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／..... 29

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



行政書士制度の
発展のために

改正行政書士法の時代にふさわしい 「攻め」と「守り」

副会長 岩崎 雅幸



本年、行政書士制度は新たな一步を歴史に刻みました。令和8年7月21日、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「骨太の方針2026」という。）を閣議決定し、その中で「改正行政書士法を踏まえ、適切な対応を図る。」との文言を明記しました。この一文は、行政書士制度の社会的役割が、改めて政策レベルで認識されたことを示すものであり、令和8年1月1日施行の改正行政書士法と連動して、私たち行政書士の使命・職責・実務領域の強化を後押しする重要な契機となります。

こうした国の方針は、行政の現場が直面する課題と密接に結び付いています。デジタル化の進展に伴う国民・事業者の相談増加、外国人支援、中小企業の事業承継や補助金申請、高齢者の手続支援、さらには災害時の被災者支援など、自治体の業務負荷は全国的に増大しています。行政職員の人材不足が深刻化する中、行政サービスの質を維持するには、行政の外部に位置する専門職との協働が不可欠です。行政書士は、正にこの領域で力を発揮できる専門職であり、行政の負担を軽減し、住民サービスを向上させる具体的な機能を担うことができます。

こうした政策的背景を踏まえ、日行連及び日政連では、「骨太の方針2026」における文言明記を好機と捉え、各省庁等に対する予算・税制・制度改正の要望活動を実施する方針を示しました。行政書士制度の適切な運用を確保し、改正法の趣旨を現場でいかすためには、国レベルへの働き掛けとともに、地方公共団体に対する要望活動も極めて重要です。

各地方公共団体では、これから令和9年度に向けた予算・税制・制度改正の要望聴取が行われる時期を迎えます。行政書士が地域社会で果たす役割を明確化し、行政手続の円滑化や住民サービスの向上のため、各単位会・各支部が主体的に要望項目を検討し、地方公共団体に対して適切な働き掛けを行うことが不可欠です。行政書士制度広報月間では、地域の実情に応じ、積極的に外交・広報活動を進めていただきたいと考えています。

本年11月には新たに「防災庁」が発足し、行政書士制度にとって極めて重要な契機となります。災害時には、罹災証明、各種支援制度の申請、被災者台帳の整備、事業者の再建支援など、行政の初動対応に膨大な事務負荷が生じます。これらの領域は、行政書士が専門性をもって支援できる分野であり、既に多くの自治体での実績が蓄積されています。防災庁に対しては、行政書士との協働体制を制度的に位置付け、全国統一の支援モデル構築や予算面の拡充を要望していきたいと考えています。災害の予防とともに、災害時の行政支援は地域住民の生活再建に直結する極めて重要な領域であり、行政書士がその一翼を担うことは国の防災力・復興力向上にも資するものです。

宮本会長の下、日行連としては、制度の維持に留まらず、制度の社会的機能を拡張することを明確な方針として掲げています。行政との包括連携協定の全国展開、デジタル手続支援の標準化、外国人・中小企業支援の強化、災害時支援体制の整備など、全国の行政書士会が共通して取り組むべき方向性を示し、力強く推進してまいります。行政書士が「行政の担い手」として政策体系に位置付けられた今こそ、制度の未来を切り拓く好機です。地域社会に確かな存在価値を有する「かかりつけ行政書士」としての歩みを進めることが、行政書士の社会的信頼を更に高めることにつながります。今後とも、皆様と共に制度の適切な運用と改善に向けた取組を進め、適正な予算執行を堅実に行ってまいりたいと存じます。引き続きの御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

障害福祉報酬改定について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉報酬については、令和9年度に3年に1度の定期改定を行う予定です。今回は、令和9年度改定の検討に向けて、現在どのような状況にあるのか、直近の動向を御紹介します。(※)
(※) 御紹介内容は令和8年8月10日時点の内容です。

1. 報酬改定の直近の経緯

障害福祉サービス等に係る報酬については、平成18年度の障害者自立支援法施行後、基本的に3年ごとに改定しており、直近の令和6年度の定期改定においては、障害福祉分野の人材確保のため、介護分野に並ぶ処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行いました。報酬改定の議論については、客観性・透明性の向上を図るため、これまでの改定に引き続き、厚生労働省内に設置した「報酬改定検討チーム」において、有識者の参画を得て公開の場で検討を行いました。

令和9年度報酬改定の議論に当たっては、引き続きこの報酬改定検討チームで議論を行ってまいります。

<直近の動向>

近年の障害福祉サービス等の総費用額の動向(令和2年度から7年度)として、最近の政府予算では、対前年度5～6%程度の伸び(※)を確保してきましたが、令和5年度から6年度の費用の伸び(12.1%)は、これを大きく上回っています。

※ 令和3年度：+5.9%、令和4年度：+6.9%、
令和5年度：+6.1%、令和6年度：+5.9%、
令和7年度：+5.2%

この令和5年度から6年度の伸びの状況を見て

みますと、

- ・一人当たりの総費用額が、令和6年度改定の改定率(+1.12%)を大きく上回って、6.0%の伸び

となっており、

- ・利用者数は、近年の動向と同様に、5.8%の伸びとなっています。

このような状況の中で、制度の持続可能性を確保する観点から、昨年度、令和8年度の臨時応急的な見直しとして、期中改定を行いました。

また、障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のための措置を講じましたが、これらの内容や、令和9年度改定に向けて検討することが盛り込まれた、令和7年12月の令和8年度予算編成過程においてまとめられた内容を御紹介いたします。

2. 大臣折衝事項(抄)(令和7年12月24日)

4. 障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス等報酬については、介護報酬と同様に、「強い経済」を実現する総合経済対策」を踏まえ、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、介護分野の処遇改善の対応状況も踏まえ、介護分野との収支差率や賃上げの状況の違い等、障害福祉分野における総費用額の伸び等も勘案しつつ、政府経済見通し等を踏まえた障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+1.84%(国費+313億円(令和8年度予算額への影響額))となる。

- ・福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事

者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施する。

- ・生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せを措置する。
- ※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置。
- ・上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから、障害福祉従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援について、新たに処遇改善加算を設ける。さらに、ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。
- ・訪問系サービスにかかる国庫負担基準については、改定内容を踏まえて所要の措置を実施する。

あわせて、障害福祉サービス等の総費用額が急激に伸びている状況や営利法人を中心とする新規参入の増加も一因として障害福祉人材の確保が一層厳しくなっている状況も踏まえつつ、利用者に提供されるサービスの質の確保・向上を図りながら制度の持続可能性を確保する観点から、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における議論を踏まえ、緊急的な所要の見直しを実施する。

なお、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けては、福祉・介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、令和7年度から運用を開始した障害福祉サービス等事業者の経営情報データベースや「障害福祉サービス等経営実態調査」等において、令和6年度改定、令和8年度改定及び令和7年度補正予算で措置した施策や物価や賃金の上昇等が障害福祉サービス事業者の経営状況等に与えた影響について把握する。同時に、利用者数が増加す

る中で、利用者の特性やニーズの多様化を適切に把握した上で、制度の持続可能性を確保するとともにサービスの質の確保・向上を図る観点から所要の措置を講じるほか、障害福祉分野の処遇改善において、介護分野と比べてベースアップの割合が低いことも踏まえた対応を行うことを検討する。

次に、令和8年7月に閣議決定された、「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」(令和8年7月21日閣議決定)における報酬改定に係る内容も御紹介いたしますと、以下のとおり盛り込まれていることから、これらの内容を踏まえて、議論を進めてまいります。

3. 経済財政運営と改革の基本方針2026 (抜粋)

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築

(1) 社会保障と税の一体改革の推進

(医療・介護等)

(略) 次期介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定では、経営データベースの整備・活用を含め、2026年度診療報酬改定における各般の取組を参考にしつつ、介護・障害福祉分野の賃上げの状況や介護・障害福祉サービス等事業者の経営状況等を把握した上で、補装具費支給基準額も含め、物価の変動に適切に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る。障害福祉サービス等の費用の急伸への対応を含め、サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保のための報酬や制度の在り方を検討する。あわせて、医療・介護・保育・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。(略)

4. 日本成長戦略（抜粋）

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

7. 賃上げ環境整備

(2) 対応の方向性

③講ずべき施策パッケージ

vi) 医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和7年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和8年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

具体的な検討の進め方については、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うこととしています。スケジュールは以下のとおりです。

令和8年4月28日	今後の検討の進め方について
6月～8月	関係団体ヒアリング（計6回程度開催）
8月末頃	関係団体ヒアリングの意見まとめ、主な論点案
9月～10月	各サービスの報酬等の在り方について検討
11月	サービス横断的な報酬等の在り方について検討
12月	報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
令和9年2月	障害福祉サービス等報酬改定案の取りまとめ

現在（令和8年8月10日時点）、関係団体ヒアリングを終了したところですが、8月末頃、関係

団体ヒアリングの御意見をまとめ、主な論点案をお示しすることとしています。

その主な論点案の具体的な内容については、今後、報酬改定検討チームにて表明しますが、大きな柱立てとしては、関係団体ヒアリングの際にお示しいたしました、以下の視点等をベースに表明することを想定しています。

○視点1

障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸びとなっている中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

○視点2

人材の確保・育成・専門性向上及び業務の負担軽減・効率化に向けた課題及び対処方策

○視点3

令和6年度報酬改定及び令和8年度報酬改定後における経営の状況、賃上げや物価等への対応状況

○視点4

各地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、過不足のないサービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

○視点5

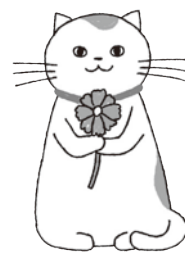
より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法。特に、多様な主体の参入に伴い、サービス・支援の内容・質にバラつきが見られることへの対処方策

○視点6

地域生活の支援や重度化・高齢化への対応、他制度との連携強化その他各分野における様々な課題への対応方策

その上で、9月以降、各サービスに係る各論点を踏まえた内容の議論を行ってまいります。

全国の行政書士会会員の皆様におかれましては、日頃から障害福祉サービス等事業者の方々に対して、各種御支援等を行っていただいていることと存じますが、この報酬改定検討チームの議論の動向を気に掛けていただき、引き続き障害福祉制度を持続可能性のある制度として維持していくために、各種御支援のほど賜れば大変幸いに存じます。



行政書士制度広報月間の取組

広報月間の推進に向けて

広報部

本年も10月の行政書士制度広報月間を迎えます。例年に倣い、別掲の「令和8年度行政書士制度広報月間実施基本要綱」に基づき、全国の行政書士会が様々な催しや相談会を通じて、行政書士制度のPRを推進してまいります。

さて、日行連広報部では例年、主として本誌「月刊日本行政」の発行、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連con」の運営を行うとともに、総務省の後援による広報月間事業、行政書士記念日事業、そのほか日行連公式キャラクターのユキマサくんを活用した各種広報活動を実施しています。

そのような中、本年1月1日、デジタル社会への対応を努力義務とした改正行政書士法が施行され、また7月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」（骨太の方針2026）には、「改正行政書士法を踏まえ、適切な対応を図る。」と明記されました。

デジタル社会の一層の推進を図る国の政策の中で、行政書士への期待はかつてないほどに高まっています。一方で、デジタルデバイドを解消し、政府が推進するデジタル社会の恩恵を国民が平等に受けられるようにするためには、一層多くの方に行政書士制度を知っていただき、私たち行政書士が期待されている役割をしっかりと果たせる環境を作り上げていくことが重要です。

そのような観点から、広報部としては今後より一層、様々な視点をもって行政書士制度の広報活動に取り組んでまいりたいと考えているところです。

本年度の行政書士制度PRポスターは、俳優の川島海荷さんをモデルに起用しました。川島さんは、映画やドラマ、舞台、情報番組の司会等で幅広く御活躍されており、知名度、人気度共に高く、「行政書士は頼れる街の法律家」というキャッチコピーと合わせることで、行政書士の更なる認知度向上に貢献していただけるものと考えています。

また、行政書士制度PRポスターの作成に併せて、川島さん出演の行政書士制度PR動画も制作し、YouTubeの日行連チャンネルで公開していますので、是非とも御視聴ください。

日行連ホームページ及び会員専用サイト「連con」においては、国民・会員の皆様のニーズに合わせた様々な最新情報を通年で掲載しているところですが、広報月間に関しては、各单位会の催事一覧なども御案内しています。会員の皆様におかれましては、日常の御利用に加え、広報月間の機会においても、御所属の単位会の取組や無料相談会等を確認いただき、一般の方への広報などにも是非御活用ください。

そのほかにも、広報月間の機会などに合わせたインターネット上のバナー広告、動画配信サイトでの広告など、若年層も含めた幅広い年代に向け、様々な広報を実施してまいります。

広報活動が、その成果を一朝一夕に実感することが難しいものであることは、例年申し上げているとおりです。全国の単位会の皆様が各地において継続して地道に取り組まなければ、望むような成果には中々たどり着きません。また、日頃から会員の皆様一人ひとりが誠実に業務を遂行し、国民の負託に応じて社会との信頼関係を構築していただいてこそ、より強くその効果も表れてくるものと考えています。

広報部としては、この機会に、各種の活動が全国の単位会や会員の皆様の不断努力により支えられていることを再認識し、皆様の活動が有意義なものとなるよう、関係者一丸となって行政書士制度広報月間を推進してまいります。会員の皆様におかれましても、どうぞ御理解と御協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和8年度行政書士制度広報月間の実施について

<広報部>

本会及び各都道府県行政書士会では、毎年10月を行政書士制度広報月間と定め、行政書士制度の普及・浸透及び適正な運用と会員の意識高揚を図り、行政手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に質し、もって国民の権利利益の実現に資するべく、無料相談や社会貢献事業等の様々な活動に取り組むこととしています。

本年も、以下基本要綱に基づき実施いたしますので、会員各位におかれましては、広報月間の趣旨について御理解いただき、各都道府県行政書士会の取組に積極的に御協力くださいますようお願いいたします。

令和8年度行政書士制度広報月間実施基本要綱

1. 期 間 (1) 準備期間：令和8年 9月1日(火) から 9月30日(水) まで
(2) 実施期間：令和8年10月1日(木) から10月31日(土) まで
2. 推進団体 日本行政書士会連合会
3. 実施団体 日本行政書士会連合会・各都道府県行政書士会
4. 後 援 総務省・各都道府県(申請予定)
5. 目 的

- (1) 行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することにより、国民の理解と信頼を得ることを通じて行政書士制度の更なる普及・浸透を図る。
- (2) 行政書士法の適正な運用を通じて行政書士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる意識の高揚を図る。

6. 具体的計画の策定

- (1) 本月間用の資料及びポスター等の効果的活用を図るとともに、行政書士電話相談、街頭無料相談の開設等により、直接国民に働きかける広報活動を展開する。
- (2) 官公署と住民との橋渡し役としての適正な役割を果たすため、関係官公署に対し窓口における理解と協力を求める。
- (3) 友誼団体並びに関係団体との友好関係を保持増進し、行政書士制度への理解を求める。

7. 報 告

各都道府県行政書士会は、今後の制度発展の参考に資するため、行政書士制度広報月間実施結果報告書を日本行政書士会連合会に提出する。

広報月間によせて

法規監察部

日頃から法規監察部の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「行政書士制度“広報月間”」は、当初「“監察強調月間”」として実施され、その後、「行政書士制度“強調月間”」等を経て、平成19年度からは、広報活動の推進と併せて行政書士制度の趣旨の周知徹底を図る現在の形へと発展してまいりました。

こうした変遷の背景には、私たち行政書士の業務範囲が極めて広範であり、全ての業務において職域確保を前面に掲げた強権的な監察活動を展開することは、他士業や産業界との軋轢を生み、その結果として国民からの信用を失い、行政書士制度に対する拒絶反応を引き起こすのではないかという懸念があったことも関係しているものと思われます。

このことから、日行連では、予防的観点から行政書士法の違反事例を把握し、外部への注意喚起を主とした監察活動を展開してまいりました。しかしながら、行政手続のデジタル化が急速に進展する中で、なりすましや悪意ある無資格者等による不正な手続などの非行政書士行為が顕在化している実状があります。

本年1月1日には、行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が施行されました。今回の改正では、業務の制限規定（行政書士法（以下「法」という。）第19条第1項）に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」との文言が加えられ、「会費」等の名目であっても実質的に報酬とみなされる場合には、同規定の対象となることが明確化されました。あわせて、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反（法第21条の2）及び名称の使用制限違反（法第22条の4）に対する罰則について、個人だけでなく、その法人に対しても罰則を科す両罰規定が整備されました。

法規監察部では、この度の法改正を契機として、行政書士制度の趣旨の更なる周知徹底を図るべく、行政窓口における行政書士法遵守に係る表示板の見直し（令和8年1月9日付・日行連発第1316号）を推進するとともに、非行政書士への注意喚起を目的とした「チラシ」（令和8年3月9日付・日行連発第1680号）及び「ポスター」（令和8年8月5日付・日行連発第569号）を作成し各単位会へ送付しています。

各単位会におかれましては、上記の趣旨を御理解いただき、デジタル社会においても行政書士法が遵守され、国民の権利利益が損なわれることのないよう、引き続き全国の行政機関、公共的団体、業界団体並びに国民・地域住民に対する行政書士制度の普及啓発及び監察活動の推進に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

本会といたしましても、引き続き各単位会の監察活動における課題等の把握に努め、実効性ある監察活動の実現に寄与してまいります。

監察活動実施の御案内

＜法規監察部＞

本会では、10月に実施される「行政書士制度広報月間」に併せて監察活動にも取り組むこととしています。各単位会に宛てて以下の書面（抜粋）を発信していますので、御一読くださるようお願いいたします。

日行連発第577号

令和8年8月6日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会

会長 宮本 重則

法規監察部

部長 古田島 俊憲

「行政書士制度広報月間」における監察活動の実施について

平素は、本会の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会では、本年10月1日から同月31日までを「行政書士制度広報月間」として定め、制度の普及・浸透を図る目的で様々な活動を展開することとしています。

本年度においても、この機会に広報活動と表裏をなす監察活動を全国的に実施することとし、各単位会におかれましては、下記のとおりご協力くださいますようお願い申し上げます。

本年度については、「道路運送法関係業務」を重点活動項目とし、非違事例の総量的把握という手法による調査を推奨いたします。本調査の主眼は、一般予防的意味に重点を置いた監察活動にあり、非違事例の総量的な把握という手法を梃子として外部に注意を喚起することを目的としています。

もとより、他分野及び他手法による調査等の監察活動を否定するものではありませんので、この点ご留意のうえ、各地の実情に応じた活動もあわせて推進されるようお願いいたします。

つきましては、当該活動の成果を上げるため、下記の諸点を中心に、貴会の実情に応じた計画を策定され、監察活動の実施についてご対応くださるようお願いいたします。

記

- 1 各都道府県主管部長より、各局部課、警察本部、市町村及びその出先機関の長に対し、「行政書士制度広報月間」の趣旨の徹底が図られるための、文書発出の協力要請。
- 2 関係各団体、特に建設業協会、自動車販売店協会、食品衛生協会、料理飲食店組合、遊技業組合、風俗営業組合、産業廃棄物協会等と十分協議をし、行政書士法遵守方の協力要請。
- 3 友誼団体として、税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、社労士会、宅地建物取引業協会、建築士会等の各団体と協議をし、行政書士法遵守方の協力要請。
- 4 重点活動項目「道路運送法関係業務」に係る都道府県・市町村に対する調査。

令和8年熊本地震に係る支援金及び義援金の募集期間の延長について

<大規模災害対策本部>

令和8年熊本地震に係る支援金及び義援金の募集について、令和8年9月30日（水）まで実施することとしていましたが、令和8年9月3日に開催した大規模災害対策本部会議において、現地の被害状況や復興状況等を勘案し、引き続き支援が必要であるとの判断から、次のとおり延長することといたしました。

詳細につきましては日行連ホームページのお知らせ（<https://www.gyosei.or.jp/news/20260810>）を御確認ください。

皆様におかれましては、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

募集期間

令和8年11月30日（月）までとします。



（リンク先：日行連ホームページ お知らせ）

「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」>記事>「災害復興支援員」の募集について
<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



特別倫理研修

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和8年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいませようお願いします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>（連 con ログイン後に御覧いただけます。）



令和8年度（令和8年11月～令和9年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
事務研修会 (新規)	11月13日(金) ～11月24日(火)	9月中旬	10月2日(金) ～10月8日(木)	12月14日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和9年1月18日(月) ～1月28日(木)	11月上旬	11月25日(水) ～12月1日(火)	令和9年 2月10日(水)	令和9年 2月17日(水)
事務研修会 (新規)	2月19日(金) ～3月1日(月)	12月中旬	令和9年1月7日(木) ～1月14日(木)	3月19日(金)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申し込みができます。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000 円 実務研修会：15,000 円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限（初回）

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください（例：令和8年4月1日に登録⇒令和8年7月31日まで）。

【参考】次回期限（2回目以降）

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。
（例：令和8年4月1日に修了した場合⇒令和14年3月31日）

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください）。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
 << 中央研修所研修サイト利用案内マニュアル >>
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
 << 一般倫理研修マニュアル >>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

パスワードをお持ちの方
 ID（パスワード）を入力して、ログインボタンをクリックしてください。
 （パスワードを忘れた方はこちら）

ユーザーID:
 パスワード:
 ログイン

（パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら）

■はじめてのご利用の方
 通知したパスワードの期限が切れた方
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力してログインを行ってください。
 ※ご利用には 行政書士登録番号 及び 受信可能メールアドレスが必要です。

ID、パスワード申込

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」
 日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



重要なお知らせ

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

会員専用サイト「連con」の利用登録

利用登録あり

- ① ログイン（ID・パスワードを入力）
- ② マイページ（画面右上の名前をクリック）
- ③ 変更する をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤ 保存 をクリック

利用登録なし

「利用登録」ボタンから利用登録。必要情報を全て入力後「受け取る」にチェックが入っていることを確認し「確認」ボタンをクリック。
<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



『月刊日本行政』発行のお知らせメールを受け取ります。
 必要な場合は、チェックを外してください。

☒ 受け取る

ログイン画面へ戻る

確認

ログインページ

※ 連conにログインするには利用登録が必要です。

連conへの登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID*

半角英数字記号で入力してください

パスワード*

半角英数字記号で入力してください

ログイン

ログインIDまたはパスワードを忘れた方

① ID・パスワードを入力後にログイン

ログインできない

- ・ ログインID・パスワードの入力間違い
- ・ カタ入力や「Caps Lock」がオンになっている
- ・ IDやパスワードが期限切れになっている

連conへの登録がお済みでない方

また利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

連conサイト利用登録

② マイページ

行政 太郎のプロフィール

ホーム / マイページ

※ ページ右上の連conロゴをクリックすると連conトップページに遷ります。

③ 変更する

変更する

登録情報

氏名 行政 太郎

変更画面

氏名 行政 太郎

ログインID uni-agi-member 変更

登録番号 00001234

所属単位 埼玉県

メール通知

※ 毎月日本行政 受け取る 受け取らない

④ 「受け取る」に変更

新着記事お知らせ

※ 選択した記事は必ずしも掲載されません。

☐ 一般公開情報
 ☐ 申請取付関係情報
 ☐ 特定行政士決定情報
 ☐ 業務関係情報・セミナー
 ☐ 運輸交通部門
 ☐ 建設・環境部門
 ☐ 農林・水産利用部門
 ☐ 社会福祉・生活衛生部門
 ☐ 福利厚生・事業証明部門
 ☐ 法務関係・成年後見部門
 ☐ 知財情報部門
 ☐ 企業支援部門
 ☐ 委員会等
 ☐ その他

⑤ 保存（保存完了後マイページへ遷移します）

保存

※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

群馬県

行政書士会

群馬県ベトナム人協会との「連携に関する確認書」を締結 — 在留資格等の相談体制を強化し、県内在住ベトナム人の生活を支援 —



令和8年3月27日、前橋商工会議所会館において、群馬会と群馬県ベトナム人協会との「連携に関する確認書」の締結式が執り行われました。当日は、同協会の Bui Van Phi (ブイ・バン・フィ) 会長並びに佐藤祥平副会長に御出席いただきました。

締結の背景と目的は、県内在住のベトナム人の方々が在留資格の変更・更新や申請手続等を行う際、「どこへ相談すれば良いかわからない」という悩みを解消することにあります。同協会が一次的な相談窓口となり、そこからの依頼を受けて当会が最適な行政書士を紹介する相互連携体制を構築いたしました。

当会の役割は、同協会との良好な協力関係を維持し、寄せられた相談案件に対して速やかに適任の会員（行政書士）を紹介・手配することです。そして、紹介を受けた会員は、案件に対し、国際業務の専門家としての見地から正確かつ適切な法的支援を行い、申請に困っている相談者をサポートします。

当会といたしましては、今回の連携を通じて、日本及び群馬県で暮らすベトナム人の方々が安心して生活できる環境整備に寄与できるよう、法的な立場から力強く支援してまいります。



山梨県

行政書士会

山梨県における補助金活用支援の新たな取組



原材料価格等の高騰、人手不足への対応、DXへの投資など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化しています。そのような中、各種補助金は事業者の設備投資や新たな挑戦を後押しする重要な支援策となっています。

山梨県では、令和8年6月1日から「中小企業生産性向上補助金活用サポート事業」が開始されました。本事業は、国や県の補助金を活用する際、山梨県内の行政書士や社会保険労務士へ申請手続を依頼した場合、その費用の一部を県が支援する制度です。行政書士報酬については最大10万円がサポートされる仕組みとなっており、専門家への相談のハードルを下げる全国的にも先進的な取組として期待されています。

山梨会では、本事業を受託するとともに、県との連携を通じて、必要な事業者へ補助金制度が広く活用されるよう支援体制の充実に取り組んでいます。また、補助金申請業務については、中小企業診断士協会との間で業際の整理や役割分担について継続的に意見交換を行い、それぞれの専門性をいかした連携の在り方を前向きかつ、建設的に検討しています。

行政手続のデジタル化や中小企業支援の重要性が高まる中、行政書士には単なる申請代理人としてだけでなく、事業者寄り添った身近な専門家としての役割が期待されています。地域の実情に応じた行政と専門職との連携は、行政書士の新たな社会的役割を示すものと考えます。

山梨県
中小企業生産性向上補助金
活用サポート事業

山梨県内の中小企業のみなさま
補助金・助成金をご活用ください

最大
10万円分の
サポートが
受けられます

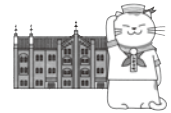
対象期間

令和8年 6月1日～
令和9年 2月10日
の間に行う申請が対象です

山梨県内の行政書士・社会保険労務士が
御社の補助金・助成金の
申請をサポートします！

神奈川県 行政書士会

神奈川県行政書士会、新たな一歩！ ～川崎市「特定創業支援等事業」実施団体に認定～



令和8年6月25日、神奈川県は、国の認定を受けた川崎市創業支援等事業計画に基づき、川崎市から「特定創業支援等事業」の実施団体として認定を受けました。

特定創業支援等事業は、産業競争力強化法に基づく制度であり、創業希望者に対して、起業に関するセミナーなどの継続的な支援を行うものです。当会では、創業に必要な知識の習得に加え、創業実践プランシートの作成などの支援を通じて、創業準備から事業開始までを一貫してサポートします。また、当会が行う支援事業の修了要件を満たした受講者には修了証を交付しますので、これを添えて川崎市へ申請することで各種支援制度の活用につながる証明書も取得できます。

本事業は、川崎市、K-NIC（Kawasaki-NEDO Innovation Center）との連携の下、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野の講義に加え、受講者を対象とした個別相談会を実施し、創業準備から事業開始までを継続的に支援するものです。「財務」分野では、株式会社日本政策金融公庫の協力を得て、創業融資に関する実践的な講義を実施します。

行政書士は、会社設立、許認可、契約書作成など、事業開始に必要な法務・手続の専門家です。今回の認定は、当会が創業前から創業後までを見据えた伴走型支援を担う新たな取組であり、行政書士の専門性を地域社会へ発信する大きな一歩となります。

当会は、今後も自治体や関係機関との連携を一層深め、創業支援を通じて地域経済の発展に貢献するとともに、行政書士の社会的役割の更なる向上に努めてまいります。

北海道

行政書士会

広報活動としての屯田祭りへの出店



令和8年7月24日から26日までの3日間、旭川市の夏の風物詩、「永山屯田祭り」に北海道行政書士会から旭川支部が、初めて出店参加しました。

この祭りは昭和62年から開催され、北海道開拓の祖である屯田兵の偉業に感謝し、伝承の一環として、また地域の活性化を図ることを目的に実施されるものです。

今年は40周年の節目の年ということもあり、例年は2日間のところ3日間で開催され、来場者は延べ数万人となりました。全道一の九尺大太鼓など20～30基の山車が巡行する行燈流しは祭り最大の目玉であり、圧巻の一言でした。

これまで、旭川支部の広報活動は、無料相談会の開催や街頭でのチラシやティッシュ配布などが一般的でしたが、違う形での活動ができないものかと支部役員の中で模索し検討を重ね、市民が大勢集まる「永山屯田祭り」に参加し、ビールや食べ物を販売しながら「行政書士の存在を広く市民の方たちに知ってもらいたい。」と、北海道会の中でも例のない試みとして出店を決めました。

支部会員の中でも、このようなイベントの経験者は乏しく、手探り状態での準備でしたが、「失敗を恐れず、自分たちも楽しみながら、できることをやってみよう。」との前向きな気持ちで、ほかの出店者のやり方も参考にし、行政書士をアピールできるように心掛けました。また、商品を購入していただいたお客様には、行政書士のティッシュを配付し、ここぞというタイミングでは当会のマスコットキャラクター「たくまくん」を登場させました。「たくまくん」の効果は絶大で、子供たちが次々に集まり、商品の売れ行きも大きく伸び、夕方以降は多忙を極めました。

終わってみればあっという間の3日間でしたが、今回の経験を通して学ぶことも多く、また、市民の方々から、「行政書士ってどんな仕事ですか?」「実は相談したいことがあるんです。」などと声を掛けていただき、周知活動としては一定の効果があったのではないかと実感しているところです。

もとより、今回の屯田祭りへの出店参加は、広報活動の一環として企画したのですが、併せて地元旭川への恩返しも目的としておりました。そのため、ある程度の収益が出た場合は、市に寄付をする予定です。

行政書士が一番身近な相談相手であることを知ってもらうための活動として、来年以降もこの取組を続けていきたいと思っています。





本会ホームページの行政書士会員検索への 「主な取扱い業務」の登録についての御案内



会員専用サイト「連 con」では、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」を任意で登録することができます。一般の方が行政書士を探す際の助けとなる大変便利な機能です。

行政書士会員であれば、どなたでも連 con の「マイページ」の編集画面内にある「主な取扱い業務」から御登録いただけます。その登録方法及び掲載場所について、次のとおり御案内いたします。

※連 con にログインするには利用登録が必要です。

登録方法（連 con）

QRコード: <https://www.gyosei.or.jp/user/login>

①ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

②「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。

③「主な取扱い業務」に表示される項目のうち、取り扱いが可能なものにチェックを入れる。

④「保存」をクリックする。

保存

掲載場所（ホームページ）

①「行政書士を探す」をクリックする。

②検索項目のいずれかを入力（完全一致）し「利用上の注意」を確認し「検索」をクリックする。

登録後はここに表示されます。

検索



秋 桜 日 記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のなかった新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感し活躍する姿を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (32 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業 5 年目の行政書士

特定行政書士となり、その資格の可能性を通常業務においても実感している。そろそろ人生の節目を迎えそうな予感が…。

山田 賢人 (56 歳) ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

山田 麻衣 (27 歳) 山田先生の娘で特定行政書士

大学在学中に行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

本田 栞 (27 歳) 中島の彼女

山田麻衣とは大学の同級生で、同じ行政法のゼミに所属していた。現在は家業の建設会社を手伝いながら、中島には内緒で行政書士試験に向けて勉強している。

「何か仕事で悩んでるでしょ。」

「うーん。そうなんだよ。なんで分かるの？」

「だって、そういうときはいつも以上に早起きだから。よく眠れてるのか心配になるよ。」

朝食を食べながら、山田先生からの宿題について話した。

「なるほどね。それは大変だわ。うちの実家も同じような業務をやってるから、人ごととは思えないわね。」

栞の実家は、地元では中堅といわれる建設会社で、やはり産業廃棄物収集運搬業、古物商などの許可も持っていた。大学で行政法を学んでいた栞は、その事務手を担当している。

「こんな状況になってしまったとしたら、栞だったらどうすると思う？」

「そうねえ。まずはメイン業務である建設業の許可が取り消されないか、そこが一番心配なところね。でも、それよりもっと重要なのは、たとえ許可が取り消されたとしても、事業を継続するにはどうすればいいか。そこが一番の悩みよね。」

それを聞いた中島はハッとした。

「ありがとう。なんか方向性が見えたよ。」

コーヒーを一気に飲み干すと、中島は元気よく家を飛び出した。

第三十二話：～現状の把握～

行政書士の朝は早い。中島の目覚ましは、午前6時にセットされている。しかし、顔を洗って朝のお茶を入れて一息ついても、まだアラームが鳴る前であることが当たり前になっていた。

「よし、今日も上々だ。」

朝を制する者は人生を制す、そんな言葉を中学生の頃、担任の先生から聞いてからというもの、早起きが習慣になった。

「おはよう。今日も早いね。」

あくびをしながら栞が起きてくる頃には、メールの返信や今日の準備を済ませておくことが、朝のルーティンになっている。

ここ数日の中島は、産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について、どういった対応をするべきか、という山田先生からの宿題が頭から離れなかった。

午前中の仕事を済ませ、ひと段落した頃、山田事務所に向かった。

「中島先生、こっちょよ。」

最寄駅の改札口を出るとき、自分を呼ぶ大きな声がしたので周りを見ると、山田事務所副所長の麻衣先生が全力で手を振っていた。

「私もちょうど事務所に戻るところで、もしかしてそろそろ来る頃かなと思ってたら、ちょうどいたっていうわけ。」

二人で歩きながらの話題は、もっぱら中島と栞との生活についてだった。麻衣先生と栞は大学の同級生で仲良しだ。結婚適齢期の友人の動向が気になってしょうがないといった様子で、根掘り葉掘りの質問攻めにあうのが、いつものパターンだ。



「菜の実家の会社も、今回の件は人ごとじゃないっていうことで、いろいろアドバイスをもらったよ。」

「さすが菜ね。ほんとにしっかり者だね。」

そんな会話をしていると、駅近の好立地にある山田事務所にあっという間に到着した。

「中島君、こんにちは。今日も暑いけど、わざわざ来てもらって申し訳ない。早速だけど、前回の件のことで、打合せという。まずは、現状を把握するところから始めようか。」

汗をハンカチで拭いながら山田先生が切り出した。

その言葉に応じて、麻衣先生がまとめた資料を配った。

会社の登記簿謄本、定款、株主名簿、事業に関する許可証、主な事業内容と最近の決算書など、会社の情報がきれいにまとまっていた。

資料の最後に、今回の懸案事項である許可取消処分についての通知書の写しもあった。

おおよその説明をし終えると、山田先生が資料を見ながら中島に聞いた。

「中島君、何か不明なところはあるかな？」

「いや、大丈夫です。」中島はそう答えるのがやっとだった。

行政書士に登録したばかりの頃、山田先生から教えてもらった業務の心得を思い出した。

「いいかい、行政書士の依頼人は、自分たちに関することとはいえ、専門的な知識を正確に持っているわけではないんだ。だから、最初に私たちが気を付けることは、現状を正確に把握することだよ。まずはそこからスタートだ。」

その上で、問題点は何なのか。その問題を解決するための方策は何か。それを実現するためには何が必要なのか。一つひとつ段階を踏むことが大切なんだよ。」

業務経験のなかった当時の中島にとっては、いまひとつピンと来なかったが、業務経験を積んでいく中で難局に直面し、何度もこの山田先生からのアドバイスを思い出したお陰で、絡まった糸をほぐすように業務をこなすことができた。

今回、正にそれを山田先生と一緒に実践することになったことが、中島は嬉しかった。

「中島君、今回の出来事は、依頼者である会社にとって、何が一番の問題かな？」

山田先生に問いかけられた中島は、ほとんど無意識に答えた。

「会社としては事業を続けたいと考えていますので、どうすれば事業を継続できるか。その点が一番大事なポイントだ

と思います。」

その日の朝に菜と会話したときから、ポイントは明確になっていた。

「そう。そうなんだよ。まさにその点が重要なんだ。私たち行政書士は、ついつい許認可ばかりに注目してしまう。もちろんそれは大事だけど、目的ではなくて、会社にとっては手段だということを忘れてはいけないと思うんだよ。依頼者は、事業継続のために必要だから許認可を取得するのであって、その許認可が会社の事業継続のために必要かどうか、という視点を大切にしなければ、依頼者には寄り添うことはできないと思うんだよ。」

その点を第一に考えようとする中島君の姿勢は、行政書士としてとても頼もしいし、嬉しいね。」

隣の麻衣先生も大きく頷いている。

「よし、それを踏まえて、問題点を整理した上で、事業継続のために必要な対策を検討しようじゃないか。その中には、不服審査の申立ても選択肢の一つになるから、私たち特定行政書士の腕の見せどころになるね。若手の二人に大いに期待しているから、よろしく！」

遅い時間まで続いた検討会議を終えて帰宅した中島は、菜とビールを飲みながら、今朝の会話がきっかけで、方向性が定まったことを伝えた。

「ほら、私も結構役に立つでしょ？ そろそろ中島事務所に永久就職しちゃおうかしら。」

思わずビールを噴き出した中島だった。

若手特定行政書士たちの奮闘は続く。次回乞う御期待！

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

2026年9月号(No.646)「秋桜日記～特定行政書士への誘い～」において、一部表記に誤りがありました。正しくは以下のとおりです。お詫びして訂正いたします。

39 ページ右段上から9行目

誤	正
50% 以上	5% 以上



＜第6回＞ 行政書士ADRセンター兵庫の取組について ～話し合いによる解決の選択肢を知っていただくために～

行政書士 ADR センター兵庫 センター長 平田 真也

我が国における裁判外紛争解決手続、いわゆる ADR (Alternative Dispute Resolution) は転換期を迎えています。近年では、ODR (Online Dispute Resolution) や特定和解など新たな手法や制度が導入され、今後の取扱件数の増加が期待されます。

今期、ADR 推進本部では、行政書士 ADR の今後の展望や行政書士 ADR センターでの取組事例について掲載いたします。

本号では、行政書士 ADR センター兵庫から同センターの取組について御紹介いただきます。

1 はじめに

行政書士 ADR センター兵庫（以下、「当センター」という。）は、法務大臣の認証を受けた ADR 機関として、話し合いによる地域の紛争解決の選択肢となることを目指し、活動を続けています。

当センターでは、居住用賃貸借、自転車事故、外国人の職場環境・教育環境、愛護動物に関する紛争の4分野を取り扱っています。いずれも県民生活に密接に関わる分野であり、権利義務の有無だけでなく、当事者間の認識の違いや感情面、今後の関係性を含めた話し合いが重要となる場面が少なくありません。

行政書士 ADR の特徴の一つは、対話促進型調停にあります。調停人が一方的に結論を示すのではなく、当事者の話を丁寧に聴き、互いの考えや背景事情を整理しながら、当事者自身が納得できる解決を見いだすことを支援します。

本稿では、当センターがこれまで進めてきた会員への周知、資料作り、関係機関への訪問説明、教育・研修を通じた取組を紹介するとともに、そこから見えてきた課題と今後の展望について述べます。

2 会員への周知と支部を通じた広報

会員向けの取組として、兵庫会内における周知活動を進めています。行政書士は、日常業務の中で、県民の皆様や事業者から、様々な事情を伺う機会があります。その中には、当事者間の話し合いによって解決の糸口を見いだせるものや、当センターの取扱分野に関係し得るものもあります。

そのため、当センターでは、各支部の支部長に対し、ADR センターの制度概要、取扱分野、相談から調停申込みに至るまでの流れについて、会員への周知に御協力いただくようお願いしました。

当センターの周知を進める上では、運営委員や調停

人候補者だけでなく、会員一人ひとりに当センターの存在や取扱分野を知っていただくことが重要です。会員が日常業務の中で、当センターの取扱分野に関係し得る事情に接した際、ADR センターという選択肢を思い出していただけるようになることが、結果として、地域の方々や事業者にも ADR を知っていただく機会の拡大につながると考えています。

3 分かりやすく伝えるための資料作り

県民の皆様に向けた広報活動として、分かりやすい案内資料の作成にも取り組んでいます。ADR という言葉だけでは制度の内容が伝わりにくいいため、専門用語をできる限り避け、「第三者が間に入り、話し合いを手伝う制度」であることを端的に伝える必要があります。

特に、当センターでは、外国人の方にも伝わりやすい案内の在り方を検討し、易しい日本語を活用したパンフレットの作成を進めています。もっとも、易しい日本語による説明は、外国人の方だけを対象とするものではありません。高齢者や法律制度に詳しくない方にとっても、分かりやすい案内は有効です。

例えば、「調停手続を実施します」という表現だけでは、制度に詳しくない方には内容が伝わりにくい場合があります。そこで、「あなたと相手の話し合いを、第三者が手伝います」といった表現に置き換えるなど、正確性を損なわない範囲で、理解しやすい言葉を選ぶことを意識しています。一方で、ADR は、相手方の参加があって初めて調停手続を進めることができる制度です。平易な表現と正確な説明の両立を意識しながら、資料作りを進めています。

4 関係機関への訪問説明と外部広報

当センターでは、会内への周知だけでなく、関係機関への訪問説明を通じた外部広報にも取り組んでいます。

す。ADRという制度は、日頃から県民の皆様の困りごとに接している行政機関や関係団体に知っていただくことも重要です。

愛護動物分野については、県内の動物行政関係機関を訪問し、当センターの概要、ADRの特徴、四つの専門分野について説明しました。あわせて、愛護動物に関する紛争について、パンフレット記載の具体例を示しながら説明し、パンフレット設置について協力をお願いしました。訪問先からは、当センターや愛護動物に関するADRの存在を初めて知ったとの声もあり、関係機関に出向いて説明することの重要性を感じています。

また、外国人分野については、国際交流に関する団体を訪問し、宗教、慣習その他文化的価値観の相違に起因する外国人の職場環境・教育環境に関する紛争について、パンフレット記載の具体例等を示しながら説明しました。外国人に関する困りごとといっても、その内容は多岐にわたります。そのため、単に「外国人のトラブルを扱う」と説明するのではなく、当センターの取扱範囲を正確に伝えることを意識しています。

このような活動は、直ちに調停申込みにつながるものではないかもしれませんが、しかし、関係機関の方々と顔の見える関係を構築し、当センターの取扱分野を共有しておくことは、必要な場面でADRを選択肢の一つとして考えていただくための土台になると考えています。

5 教育・研修を通じた理解促進

教育・研修を通じた周知活動も、当センターの取組の一つです。大学の法学部生を対象とした学術交流において、行政書士実務講座の一コマを担当し、当センターの制度やADRの意義について説明する機会がありました。裁判とADRの違い、当センターの取扱分野、対話による紛争解決の意義などを紹介しました。

学生に対する説明は、将来に向けてADRへの理解を広げる取組でもあります。地域社会や職業生活の中で紛争や相談に関わる可能性のある若い世代に、裁判以外の選択肢を知っていただく意義は大きいと考えています。

6 現状の課題と今後の展望

当センターの活動を進める中で、改めて課題として感じているのは、ADRという制度そのものの認知度を高めることです。当センターは、法務大臣の認証を受けたADR機関として一定の体制を整えていますが、県民の皆様や関係機関、更には会員の間でも、その存在や取扱分野、利用の流れが十分に浸透しているとはいえません。

また、当センターの取扱分野は、居住用賃貸借、自転車事故、外国人の職場環境・教育環境、愛護動物に関する紛争に限られています。そのため、単に「ADRセンター」として周知するだけでなく、どのような紛争を取り扱うことができるのか、また、どのような場合に調停手続の利用が考えられるのかを、正確かつ

分かりやすく伝える必要があります。この点は、今後の広報活動においても重要な課題であると考えています。

さらに、兵庫県は、瀬戸内海側の都市部から日本海側の但馬地域、更には淡路島までを含み、地域ごとに生活圈や交通事情が異なります。そのため、当事者の所在地によっては、センター所在地までの移動が負担となることも考えられます。利用しやすい手続運営を検討する上で、こうした地域特性を踏まえることも欠かせません。

こうした課題を踏まえ、今後は、兵庫会が運営する認証ADR機関として、これまでの会員向け周知や関係機関への訪問説明を一過性のものとせず、支部、会員及び関係機関との継続的な関係作りへとつなげていくことが重要です。

あわせて、オンラインを活用した手続、いわゆるODRについても、当センターの運営実態に即して検討を深めていきたいと考えています。もっとも、ODRの実施に当たっては、本人確認、通信環境、秘密保持、記録管理、当事者の心理的安全性の確保など、慎重に整理すべき課題も少なくありません。参加しやすさと、ADR手続としての安心感・公正さをどのように両立させるかが重要であると考えています。

また、当センターの取組を発展させていくためには、広報活動だけでなく、実際に調停を担う調停人候補者の研鑽も不可欠です。取扱分野ごとの特性を踏まえた研修や事例検討を重ね、当事者の話を丁寧に聞き、対話を支援する力を高めていくことが、当センター全体の信頼性向上につながるものと考えています。

7 おわりに

当センターの周知活動は、利用を一方的に促すためのものではありません。兵庫県内で困りごとを抱える方に、裁判以外にも第三者が話し合いを支援する制度があることを知っていただき、必要なときに選択肢の一つとして思い出していただくことを目的としています。

当センターでは、今後も、行政書士会が運営する認証ADR機関として、県民の皆様になんらかの役立ち存在となれるよう、会員、関係機関、教育機関等とのつながりを大切にしながら、地道な取組を積み重ねてまいります。



令和7年10月1日 無料相談の様子

中央研修所研修サイト

～ 新規講座の御案内 ～

<中央研修所>

昨年度、中央研修所研修サイトで新たに公開した 29 講座を御紹介します。

中央研修所では、会員の皆様に御活用いただけるよう、VOD 研修を無料（一部有料）で提供しています。時間や場所を問わず受講できますので、是非御視聴ください。

公開期間はおおむね 2 年程度で、順次新しい研修講座へ入れ替えています。お見逃しのないよう、お早めに御視聴ください。

好評配信中！ ～中央研修所研修サイト新規講座～

○基礎研修 基礎法律知識等の習得を目的とした研修

カテゴリ	講 座 タ イ ト ル
コンプライアンス等	行政書士コンプライアンス研修「行政書士法」（令和 7 年度収録）
行政書士のための基礎法律研修	行政書士のための会社法（前編）

○業務研修 各業務分野・新制度・法改正等に関する研修

カテゴリ	講 座 タ イ ト ル
運送・自動車	OSS の全体像と中間登録手続について
	封印業務研修
建設業・経審	建設業法における技術者制度の基礎について
農地・土地開発	宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）について
	農地法の基礎について
風俗・福祉・各種営業	社会福祉施設等の BCP 策定に係るセミナーについて
	障害福祉サービス等における運営コンサルティングの実務
民事法務	公正証書のデジタル化等について
	令和 5 年総務省通知の解説及び関連業務における倫理について
	令和 3 年民法改正（所有者不明土地等関係）の概要とその背景について
中小企業支援	事業継続力強化計画認定制度についての事業者支援セミナー
外国人関連	入管業務に関する職務倫理（基礎編）令和 8 年 1 月改訂
	国際業務における行政書士の次のステージ ～外国人政策の転換期に求められる社会的使命・専門性・責任とは～
知的財産	農林水産業の未来を創る「地理的表示（GI）保護制度」活用セミナー
著作権相談員養成研修	著作権相談員ブラッシュアップ研修 2026 「著作者と読み手に寄り添う著作物利用指導」
	著作権相談員ブラッシュアップ研修 2026 「著作権者不明等の場合の裁定制度等及び著作権相談員心得」

○政策関係研修 資質向上及び専門分野に精通した行政書士の養成を目的とした研修

カテゴリ	講 座 タ イ ト ル
ADR ビデオ講座	愛護動物分野「動物愛護法」
	外国人分野「就労」
	自転車事故分野「過失割合」
災害復興支援講座	災害復興支援に関するオンラインセミナー
	公費解体・撤去の手続
災害復興支援講座	自動車の廃車等手続
	罹災証明書の申請手続
その他	外国人との共生社会の形成のために ～行政書士のもつ大きな力を認識し、今日からアクションを始めよう！～

○特定行政書士関係研修 特定行政書士を目指す方・実務能力向上のための研修（全会員受講可）

カテゴリ	講 座 タ イ ト ル
特定行政書士 ブラッシュアップ研修	特定行政書士の実務に関するオンラインセミナー
	令和7年度特定行政書士ブラッシュアップ研修① 「〈基礎・理論編〉審査請求のイロハ第一回（全三回）－総論、審査請求書の提出から審理員の指名の前まで－」
	令和7年度特定行政書士ブラッシュアップ研修② 「〈実践編〉具体的事例を通して、審査請求の手続を確認し行政法的思考を学ぶ」

中央研修所研修サイト利用の御案内

STEP! ①

「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は下記二次元コードから「研修サイト」にアクセス。

研修サイト



URL : <https://gyosei.informationstar.jp/>

STEP! ②

ログイン画面から、8桁のIDとパスワードを入力し、ログイン。

※初めて御利用の場合は、利用登録が必要です。



STEP! ③

「講座一覧」から受講する講座のカテゴリを選択して受講してください。



3日

月

ADR推進本部会議

【協議事項】

- (1) 関係省庁等への訪問結果について
- (2) その他

17日

月

法規監察部

【協議事項】

- (1) 照会案件について
- (2) 「非行政書士」という表現について
- (3) その他

4日

火

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(177件)
- (2) その他

18日

火

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(196件)
- (2) その他

5日

水

正副会長会

【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 令和8年度会長会の実施について
- (3) 令和8年熊本地震について
- (4) その他

常任理事会(～6日)

【合議事項】

- (1) 令和8年度地協連絡会の資料について
- (2) 令和9年度定時総会会場について
- (3) 会員情報のHP非公表対応について
- (4) その他

19日

水

申請取次行政書士管理委員会

【協議事項】

- (1) 令和8年度事業計画・予算について
- (2) 責任者会議の開催について
- (3) 申請取次関係研修会について
- (4) 申請取次事務処理の手引きについて
- (5) 警視庁・東京入管・日行連との三者協議について
- (6) 課題レポートの受領連絡について
- (7) その他

申請取次行政書士管理委員会・関東地方協議会責任者会議

6日

木

大規模災害対策本部会議

【協議事項】

- (1) 令和8年熊本地震への対応について
- (2) その他

権利擁護推進委員会(～7日)

【協議事項】

- (1) 男女共同参画推進連絡会議への対応について
- (2) 令和8年度事業計画・予算(案)について
- (3) 各単位会への通知文書関係について
- (4) 社会福祉法等の一部を改正する法律について(VOD)
- (5) 外国人に関する行政書士業務について
- (6) 人権・権利擁護法体系(案)

21日

金

許認可業務部**建設・環境部門会議**

- (1) 建設業セミナー2026秋について
- (2) 全国担当者会議及び環境省セミナーについて
- (3) VOD研修・セミナー・事業計画について
- (4) 今後の省庁等訪問について
- (5) その他

24日

月

経理部会

【協議事項】

- (1) 情報公開請求への対応
- (2) 次年度事業予算について
- (3) 特定資産の運用について
- (4) その他

中央研修所正副所長会議

【協議事項】

- (1) 令和8年度事業計画・予算について
- (2) 各研修事業の具体的な推進について
- (3) 特定行政書士法定研修の特例措置の運用について
- (4) 令和9年度以降の研修事業について
- (5) その他

26日

水

許認可業務部

社労税務・生活衛生部門会議

【協議事項】

- (1) 関係省庁等の訪問について
- (2) 全国担当者会議について
- (3) リーフレットの作成について
- (4) VOD・セミナーについて
- (5) その他

25日

火

行政書士制度調査室全体会議(～26日)

【協議事項】

- (1) 令和8年度各分科会事業について
- (2) 改正行政書士法施行に伴う実態調査について
- (3) 各地方入国管理局における審査期間について
- (4) 特定行政書士法の英訳について
- (5) 防災庁の設置について
- (6) その他



行政書士制度 PR パンフレットの御案内



日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、平成25年度に作成した「行政書士制度 PR パンフレット」の内容に、平成26年度に創設された特定行政書士制度、令和8年1月1日から施行された行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）の内容等を反映した令和7年度版を作成いたしました。

本パンフレットは、平成25年度版の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を最優先とし、各单位会及び会員の皆様が印刷して無償で御利用いただけるよう、会員専用サイト「連 con」に印刷データを掲載いたしましたので、是非とも御活用ください（製本の購入を希望される場合には、株式会社全行団に御相談ください）。

なお、印刷データの単位会及び会員以外の利用並びに二次利用は、原則として認めませんので、御留意ください。

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

「おしごと年鑑 2026」 の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発刊されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に2020年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事が掲載されましたので、是非御覧ください。

行政書士紹介ページ(本記事は2026年5月時点で作成したものです。)

行政書士の業務について子どもにも
わかりやすく説明されています。



おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発刊されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2025 年度実績— 協賛：113 社 寄贈：72,500 部

朝日学生新聞社が運営する Web サイト「おしごととくぶつかん」(<https://oshihaku.jp/>)
でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。



令和8年度行政書士制度PRポスターの撮影現場から

<広報部>

広報部では、毎年10月に実施している行政書士制度広報月間事業の一環として、行政書士制度PRポスターを作成し、各单位会や各自治体など関係団体に配付し、掲示の御協力をいただいています。

本年度のポスターモデルは、俳優の川島海荷(かわしま うみか)さんです。

川島さんは、2006年に俳優としてデビューされた後、音楽活動や情報番組の司会、ナレーションなど幅広い分野で御活躍され、多くの方に親しまれていらっしゃいます。そんな川島さんですが、多忙を極めるスケジュールの合間を縫って、2026年3月10日、関係者立会いの下

でポスター撮影に臨んでくださいました。撮影では俳優としての本領を発揮され、様々な表情やポーズで行政書士のイメージを表現してくださいました。当日、現場は明るく朗らかな川島さんのお人柄で終始穏やかな雰囲気に入れられ、撮影は大変順調に進みました。また、日行連公式キャラクターのユキマサくんとの記念撮影にも快く応じてくださり、無事に終了いたしました。

ポスター撮影後は、行政書士制度PR動画を収録しました。2026年8月1日から2027年7月31日までの期間限定でYouTubeの日本行政書士会連合会チャンネルにて公開していますので、お見逃しのないよう是非御覧ください。

本年度も広報部一丸となって行政書士制度のPR活動に努めてまいりますので、御理解・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。



YouTube 日行連チャンネルにて
行政書士制度PR動画公開中



PROFILE

かわしま うみか
川島 海荷

1994年3月3日生まれ。埼玉県出身。2006年にドラマ「誰よりもママを愛す」で俳優デビュー後、2016年から情報番組「ZIP!」の総合司会を務め、幅広い世代から親しまれる存在となった。ドラマ、映画、CM、舞台に加え、MCやナレーション、アニメ吹き替えなど多彩な分野で活躍。主な作品として、NHK大河ドラマ「天地人」「花燃ゆ」「いだてん～東京オリムピック噺～」などに出演。近年では、「デス(青春)ゲーム」「最後の鑑定人」「離婚弁護士スパイダー season2」などのドラマや、10月6日から始まる舞台「EX THEATER ARIAKE OPENING LINEUP『ノッキンオン・ロックドドア THE STAGE』」への出演も決まっており、精力的に活動が続けている。

会員の動き

登録者数（令和8年9月初日現在）

合 計	55,990 名			
内 訳	男	46,127 名	女	9,863 名
個人事務所開業	男	42,817 名	女	8,711 名
行政書士法人社員	男	2,445 名	女	496 名
個人使用人行政書士	男	480 名	女	348 名
法人使用人行政書士	男	385 名	女	308 名

法人会員（令和8年9月初日現在）

法人会員数	1,863
法人事務所数	2,158
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,562
従たる事務所数	596

異動状況（令和8年8月中の処理件数）

新規登録	合 計	326 名	
	内 訳	男	224 名
		女	102 名
登録抹消	合 計	127 名	
	内 訳	男	111 名
		女	16 名
抹消内訳	廃 業	106 名	
	死 亡	20 名	
	その他	1 名	

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS（野崎）

令和8年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

現在、被災地では生活再建に向けた懸命な取組が進められており、熊本会の会員による罹災証明書の申請サポートを始め、被災自治体の窓口業務支援など、迅速な生活再建を支える活動に全力を注いでいることと思います。

こうした非常時において、私たち行政書士に求められるのは、複雑な行政手続と被災され「不安」を抱える方々との間に立って発揮できる、確かな現場力と伴走支援です。街の法律家としての高い使命感を胸に、一人ひとりの声に寄り添い、確かな一歩を後押しすることこそが、私たちの果たすべき社会的役割にはほかなりません。

南海トラフ地震の発生確率が年々高まる中、多くの単位会に明日にでも熊本と同様の被害が起きる可能性があり、その備えが必要です。備えを忘れず、また、全国の会員の力を結集して、被災地の日も早い復旧・復興に寄り添い続けてまいりましょう。

月刊 日本行政 10月号

第647号 令和8年9月25日発行

発行人 宮本 重則
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史
 次長 奥野慎太郎
 部員 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 野崎 晃



月刊 日本行政 10月号

令和8年9月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス 10階